

■教育行政のポイント

“持続可能な社会”の創り手の育成

菱村 幸彦

文部科学省は、本年5月に「ESD(持続可能な開発のための教育)推進の手引」(以下「手引」)の改訂版(初版は平成28年)を出した。

この改訂は、新学習指導要領においてESDがより重視されたことをふまえて行われたものである。

「持続可能な開発」とは何か

ESDとは、Education for Sustainable Developmentの略称である。手引のタイトルにあるように、ESDは「持続可能な開発のための教育」と訳されている。

10数年前、はじめて「持続可能な開発」という言葉を耳にしたとき、日本語としてなじめないものを感じた。しかし、その後、教育振興基本計画や学習指導要領において「持続可能な社会づくり」等の言葉で、ESDの考えが取り込まれ、教育現場にもかなり浸透してきた。

「持続可能な開発」という概念を最初に提唱したのは、1987年に国連の「環境と開発に関する世界委員会」が出した報告書「我ら共有の未来(Our Common Future)」である。

同報告書は、人類の生存の基盤である環境の汚染と破壊が地球的規模で進行しつつあり、その背後には、熱帯林破壊のような貧困からくる環境酷使と、富裕に溺れる資源やエネルギーの過剰消費があると指摘し、「次世代のニーズを損なうことなく、現在の世代のニーズを満たす開発」が必要と説いた。

この報告書をふまえて、2002年の国連総会で「持続可能な開発のための教育の10年」に関する決議が採択され、ユネスコの主導の下に世界各国でESDが展開されている。

いま世界には、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な課題がある。ESDは、これらの課題を自らの問題として捉え、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育なのだ。

新指導要領の基盤となる理念

新学習指導要領では、持続可能な社会の担い手を創る教育であるESDが、指導要領全体の基盤となる理念として組み込まれている。

まず、前文に「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられ、次いで、総則で「持続可能な社会の創り手となることが期待される児童(生徒)に、生きる力を育むことを目指す」(第1-3)と示されている。さらに、社会科、理科などの教科等に関連する内容が盛り込まれている。

では、ESDはどのように行われるか。手引は、「ESDの視点に立った学習指導で重視する能力・態度」の例として、(1)批判的に考える力、(2)未来像を予測して計画を立てる力、(3)多面的・総合的に考える力、(4)コミュニケーションを行う力、(5)他者と協力する力、(6)つながりを尊重する態度、(7)進んで参加する態度——の7項目をあげている。そして、これらの項目は、学校段階に応じて、取捨選択したり、アレンジを加えたりしていくことが有効としている。

「ESDが必要」というと、ただでさえ忙しい学校にまた新たな教育課題を持ち込むのかと、敬遠する向きがあるが、ESDは新しい学習を付加しようというものではない。すでに行っている環境教育、エネルギー教育、国際理解教育、人権教育、消費者教育、防災教育、食育等をESDの観点から見直すことで実践できる学習である。

手引は、ESDの実践が、
(1) 児童生徒の心の発達や自己肯定感の醸成に寄与すること
(2) 主体的・協働的に学ぶ力を高めること
(3) 学校と地域との連携を促進することなどに役立つこと
等を説いている。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●新学習指導要領を実現する校長のマネジメント ひとつの答えがこの1冊に

クリエイティブな校長になろう

【著】平川理恵 四六判・244頁／定価(本体1,800円)＋税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> をご利用ください。

